

兵庫県公報

令和8年1月9日 金曜日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）	1
○ するめいかの令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（同）	12

告 示

兵庫県告示第8号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和8年1月9日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

兵庫県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

(1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留

保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1－1まあじ」から「別紙1－11べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3－1まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3－8ひらめ瀬戸内海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1－1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1－2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわしを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業及びその他採捕が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業及びその他採捕

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業
(以下「するめいかを採捕する漁業」という。)

兵庫県知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究調査のための採捕

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるとときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいかを採捕する漁業	5,167隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業及び定置漁業（漁業法第60条第3項に規定する定置漁業）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。
ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、第2の1の漁業に14.7トン、第2の2の漁業に0.1トンを配分し、残りの数量の2割を本県の留保枠とし、残りの数量の8割は、第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

また、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、2割を本県の留保枠とし、残りの8割を第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1－5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令第77条第1項第1号の漁業若しくは太平洋広域漁業調整委員会指示又は日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業のうち、兵庫県瀬戸内海沿海市町に住所又は主たる事務所その他事業所の所在地がある者が行う漁業。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、3割を本県の留保枠とし、残りの7割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

管理区分	比率
兵庫県くろまぐろ漁業	8.4
兵庫県その他沿岸漁業	5.3

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさば対馬暖流系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1－8）

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1－9）

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う瀬戸内海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-10)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県ぶり漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじやこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙1-11)

第1 特定水産資源

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海べにずわいがに漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、べにずわいがにの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海べにずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙3-1)

第1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-2)

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-3)

第1 水産資源

しらす（瀬戸内海兵庫県周辺海域（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準付近（226.22～266.14kg/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(2) しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3－4)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3－5)

第1 水産資源

たちうお（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき網漁業において、直近5年間(2016～2020年)のC P U E水準付近(2.03～2.39kg/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3－6)

第1 水産資源

まだこ（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準
小型機船底びき網漁業	6.69～7.88kg/隻日
たこつぼ漁業	10.51～12.36kg/隻日
せん漁業	4.43～5.21kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

はも (瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準
小型機船底びき網漁業	8.27～9.73kg/隻日
はえ縄漁業	39.88～46.92kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし



兵庫県告示第8号の3

するめいかに関する令和7管理年度における数量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年1月9日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	96トン